

新温泉町立照来小学校

平成30年度 いじめ防止基本方針

本校では学校教育目標「自ら学びこころ豊かな照来っ子 挨拶・返事・ありがとう」を教育活動の基盤に置き、全校児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともにいじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、常にいじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するため、「いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童たちにも、どの学校にも起こり得ると考え、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが重要である。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の(1)～(8)は、教職員がもつべき「いじめ問題についての基本的な認識」である。

- (1) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の児童観や指導の在り方が、問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に、大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題において、「いじめが起らない学級、学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童た

ち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画、実施することが重要である。

1 児童たちや学級の様子を知る

(1) 教職員の気づき

児童たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を見て考え、ともに笑い、涙し、怒り、児童たちと場をともにすることが必要である。その中で、児童たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2) 実態把握の方法

児童たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行うことが重要である。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童たちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童たちにとって、教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。教職員が児童たちに対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することは、児童たちに自己存在感や充実感を与えることによりいじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

(1) 児童たちのまなざしと信頼

児童たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが重要である。

(2) 教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが重要である。

(3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」、「人の役にたった」という経験が、児童たちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童たちは大きく成長するものである。

(4) 児童たちの主体的な参加による活動

児童会活動等による自発的・自治的な活動でいじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは効果的な方法であると考えられる。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1) 人権教育の充実

「いじめは、『相手の人権を踏みにじる行為であり決して許されるものではない』」ことを児童たちに理解させることが大切である。また、児童たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ることが重要である。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。その中で、「とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てることが大切になる。児童たちに、心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れさせれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

(3) 体験教育の充実

児童たちは、自己と向き合い、他者・社会・自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自分自身が気づき、発見し体得していく。しかしながら、現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少ない。そこで、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが大切である。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが重要である。その中で、児童たちが他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけるために、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることが有効である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けることが大切である。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも重要である。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめが発生した場合、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいと認識し、教職員が児童たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが大変重要である。

また、児童たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、収集は保護者や地域の方とも連携して行うことが大切である。

1 早期発見のための手だて

○ 日々の観察～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことをめざし、児童たちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に大きな効果がある。

○ 観察の視点～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが重要である。

○ 日記～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

日記や連絡帳の活用により、担任と児童、保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○ 教育相談-気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童たちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが大切である。

○ いじめ実態調査アンケート～実施時の配慮が重要～

実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも学期に1回以上は実施する。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが重要である。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も大切である。

2 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策チーム、指導方針、計画作成、情報交換会	入学前のこども園との情報交換 学級づくり	
	家庭訪問 保護者向けの啓発	職員研修会	
5月	情報交換会	6年修学旅行	
		ふれあい班活動（年間）	
6月	学級懇談会	児童会あいさつ運動	
	情報交換会 学校評議員会	ネット犯罪防止講演	生活アンケート（全校）① 教育相談 授業公開
7月	情報交換会		
	学校評価		地区別懇談会 保護者懇談会
8月	情報交換会	地域行事参加	
	職員研修会	地区奉仕作業	
	カウンセリング研修	こども園からの情報交換会	
9月	情報交換会		民生児童委員会 授業公開 運動会練習・運動会
10月	情報交換会	人権学習	生活アンケート② 教育相談 授業公開
11月	情報交換会		授業公開 オープンスクール
12月	情報交換会		保護者懇談会
	学校評価		
	学校評議員会		
1月	情報交換会		民生児童委員会
2月	情報交換会	中学より出前授業	生活アンケート③
	小中連携授業参観	中学校の体験入学 入学説明会	教育相談
3月	学校評議員会	新1年生体験入学	保護者懇談会
	いじめ対策チーム、情報交換会、本年度のまとめ	中学への情報交換会 こども園からの情報交換会	

《早期発見に向けた日常の取組》

あいさつ運動、指導、休み時間、昼休みの巡回指導、ともに汗する清掃活動、日記指導、チャンス相談、スクールカウンセラーの活用等

3 地域の協力を得る

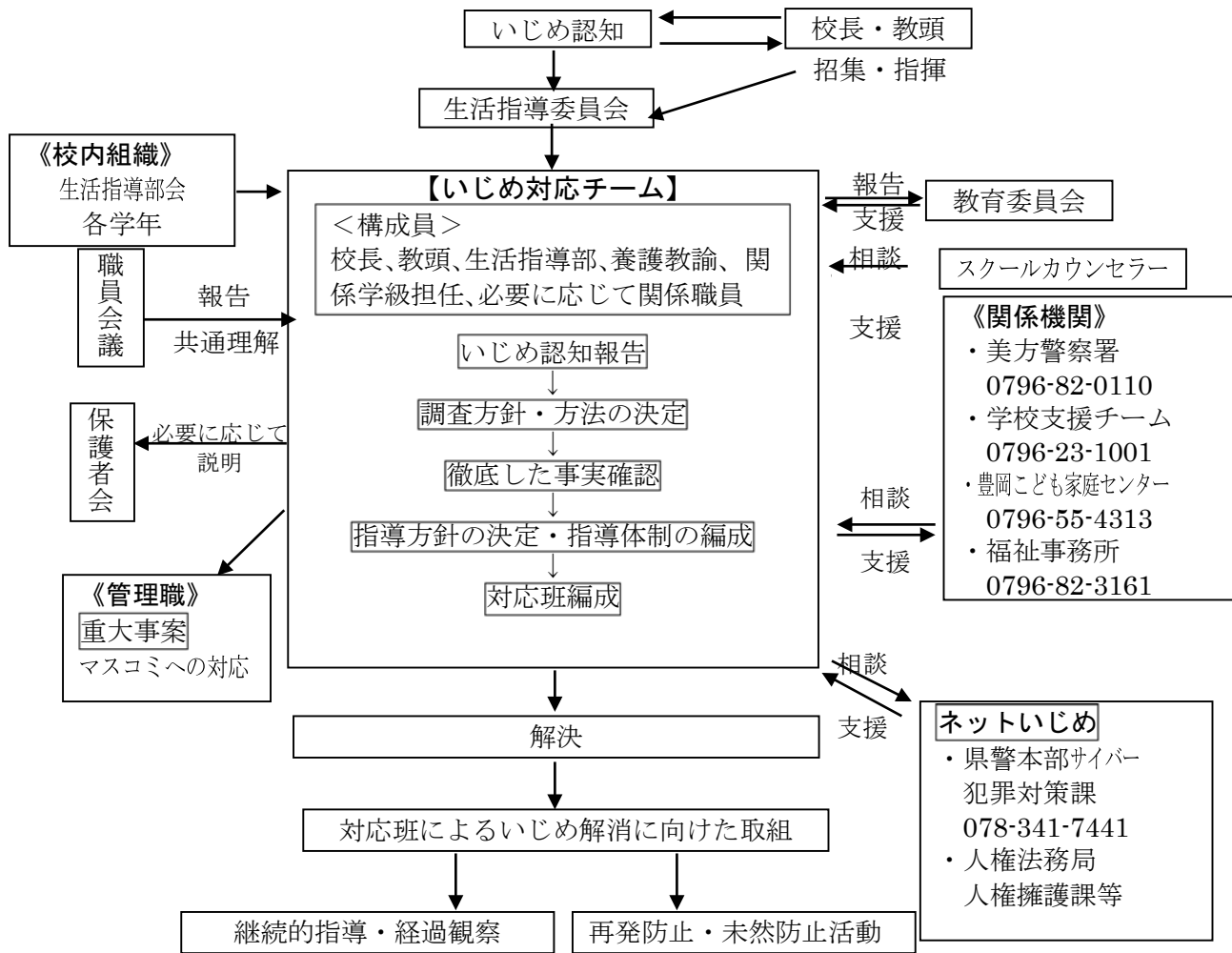
新温泉町青少年育成推進協議会などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが大切である。

民生・児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ21等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るような体制づくりに努めることが大切である。

IV いじめの早期対応

いじめの兆候を発見したときは問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。教職員はいじめられている児童の苦痛を取り除く指導を最優先かつ迅速に行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが大切である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ることが重要である。

1 校内指導体制及び関係機関



- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・ いじめを発見したときは、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
 - ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて関係改善を行う。さらに、傍観者への指導を行う。

2 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、それはいじめを受けている児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には適切に調査し、校長が判断する。

また、いじめられて重大事態に至ったという児童や保護者からの申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校が主体となり、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査して事態の解決にあたる。

3 いじめへの組織的対応の流れ

いじめ情報のキャッチ



- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- いじめられた児童を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する（登下校、休み時間、清掃時間、放課後）

正確な実態把握 → 指導体制、方針決定 → 児童・保護者への指導・支援 → 今後の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。 ・個々に聴き取りを行う。 ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ・ひとつの事象にとの全体像を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導のねらいを明確にする。 ・すべての教職員の共通理解を図る。 ・対応する教職員の役割分担を考える。 ・町教育委員会、関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。 ・いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せさせる。 ・指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に指導や支援を行う。 ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。 ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校・学級経営を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・直接会って、具体的な対策を話す。 ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。 	

《生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合》

- (1) 速やかに、町教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- (2) 教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応して迅速に事案解決にあたる。
- (3) 事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配付や緊急保護者会を実施する。
- (4) マスコミ対応は、情報の窓口を一本化する。

早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい、起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる

- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている児童

●日常の行動、表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしな
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える

- 遅刻、欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中、休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 1人であることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる

- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする

- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている

- 1人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

- クラブ活動や社会体育等を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている児童

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っ
- いる
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える

- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう